

(要領様式第 1 号)

## 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年長野県条例第 16 号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

25 佐地環第 67 号  
平成 25 年 7 月 9 日  
長野県佐久地方事務所長

### 1 公表する内容及び縦覧する関係図書（産業廃棄物処分量の新規許可）

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第 33 条第 1 項	事業計画概要書	○
(2) 条例第 37 条第 2 項 (第 37 条第 5 項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第 39 条第 1 項	事業計画書	
(4) 条例第 42 条第 5 項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第 46 条第 2 項	最終見解書	
(6) 条例第 48 条第 2 項	事業計画廃止届出書	

### 2 公表する事項

事 項		内 容(該当する項のみに記載する)	
条 例 第 33、 37、 39、 42、 46、 48 条	①氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	長野県小諸市大字塩野字南ケ原 4128 番地 3 株式会社リニューアル 代表取締役 浜野 和実	
	②廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県小諸市大字塩野字南ケ原 4128 番地 3 (木くず破砕施設) 長野県北佐久郡御代田町大字塩野字南ケ原 4265、4266、4268 (堆肥化施設)	
	③廃棄物の処理施設の種類	中間処理施設 (破砕、堆肥化)	
	④処理を行う廃棄物の種類	木くず、動植物性残さ (植物性残さに限る。) 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
	⑤廃棄物の処理施設の処理能力	木くずの破砕施設 576t/日 (72t/h 8時間稼働) 堆肥化施設 面積1,180.9㎡ 容積5,500㎥	
	⑥変更の概要(変更許可等の場合)	新	旧
条 例 第 33、 37 条	⑦周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 小諸市ケカチ準区、石峠区、天池区、南ケ原区、 柏木上区、御代田町寺沢区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第 2 の 1(3)	
	⑧関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) ア 小諸市長、御代田町長 イ 対象周辺地域に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 ウ 対象周辺地域において農業・林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第 28 条第 2 項及び条例施行規則第 22 条第 1 項	

	<p>⑨関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所</p>	<p>○小諸市ケカチ準区  (日時) 第1回 平成25年9月15日(日) 午後1時30分から  第2回 平成25年9月16日(月) 午後1時30分から  (場所) 天池公民館  小諸市天池162</p> <p>○小諸市石峠区  (日時) 第1回 平成25年8月31日(土) 午前11時から  第2回 平成25年9月1日(日) 午前11時から  (場所) 石峠生活改善センター  小諸市石峠1290</p> <p>○小諸市天池区  (日時) 第1回 平成25年9月15日(日) 午後1時30分から  第2回 平成25年9月16日(月) 午後1時30分から  (場所) 天池公民館  小諸市天池162</p> <p>○小諸市南ヶ原区  (日時) 第1回 平成25年9月4日(水) 午後7時から  第2回 平成25年9月5日(木) 午後7時から  (場所) 南ヶ原集会所  小諸市塩野南ヶ原2148</p> <p>○小諸市柏木上区  (日時) <del>第1回 平成25年9月6日(金) 午後7時から</del>  第1回 平成25年9月8日(日) 午後4時から  <del>第2回 平成25年9月7日(土) 午後7時から</del>  第2回 平成25年9月9日(月) 午後7時から  (場所) 柏木上生活改善センター  小諸市柏木859</p> <p>○御代田町寺沢区  (日時) 第1回 平成25年8月29日(木) 午後7時から  第2回 平成25年8月30日(金) 午後8時から  (場所) <u>寺島区長宅</u>  <u>御代田町寺沢375-402</u>  <u>寺沢集会所</u>  <u>御代田町寺沢375-392</u></p> <p>※ 下線部分の記載については平成25年9月2日付け事業計画変更届出書により説明会開催日時を変更</p>
	<p>⑩事業計画概要書(事業計画概要説明会終了報告書)の縦覧場所、期間及び時間</p>	<p>(縦覧場所) 佐久地方事務所 環境課  (期 間) 平成25年7月10日(水)～平成25年8月8日(木)  (土曜日、日曜日及び祝日を除く)  (時 間) 8:30～17:00</p>

### 3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第34条	○第32条第2項の関係市町村長 ○第33条第2項の関係住民 ○事業計画概要書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○周辺地域の範囲 ○関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠 ○関係住民に対する事業計画の概要に関する説明会の開催日時及び場所	12号	提出期限 平成25年8月8日(木)  提出先 〒385-8533 佐久市跡部65-1 佐久地方事務所 環境課
	第37条	○第36条第1項の対象関係市町村長 ○第36条第1項の対象関係住民	○事業計画概要説明会終了報告書の内容	15号	提出期限 平成 年 月 日 ( )  提出先
	第41条	○第36条第1項の対象関係市町村長 ○第36条第1項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○事業計画について	17号	提出期限 平成 年 月 日 ( )  提出先  (意見書の写しを地方事務所にも提出できます)
	第43条	○第36条第1項の対象関係市町村長 ○第36条第1項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○見解書について	15号	提出期限 平成 年 月 日 ( )  提出先

\* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

#### 注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・ 提出書類はいずれも日本工業規格A列4番(折込可)とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・ 提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。